

に基づき、公正公平なる監査結果を通知して下さい。

1. 請求の内容（措置対象は、半田市長です。）

半田市監査委員事務局に所属する3名の半田市役所職員は、不正・不当な監査を行う癖のある半田市監査委員（請求者は、西川と鈴木を監査不正者との理由で、現在住民監査請求中です。）と癒着して、市民による住民監査請求をことごとく却下あるいは棄却したり、市民依頼の市業務監査を行なわない等、監査委員事務局本来の職務を行なっていないばかりでなくて、市民に与えられている監査請求の権利を妨害しています。にもかかわらず半田市長は、3名の監査委員事務局の職員に、給与・ボーナスを支給して、半田市に損害を与えています。半田市長は、この3人の職員に支給をした直近1年間分の給与・ボーナスを半田市に弁償せよ。

2. 請求の理由

半田市監査委員事務局の市職員を含む、半田市役所職員は、半田市役所の果たす役割を理解して職務を行っているとは思えない状況がよくあります。半田市役所の職員は、市民が納めた税金を源資にして支給される給与・ボーナスの見返りとして、市民の安全・安心の奉仕を行う公僕です。ところが、半田市役所の多くの職員は、市民に対して「証拠がなければ何でも有り」との職務対応をしたり、市民を上から目線で見下だすことがあります。民間人（企業、商店）が、客に対して、上記のような対応をすると、客は、その企業・商店を避け、他の企業・商店を利用し始めます。客が訪づれなくなった企業・商店は、売上が減り、収益減になり、そこで働く人は、給与・ボーナスをカットされたり、リストラ、最悪倒産になります。ところが半田市役所等の公共団体は、市民は他の公共団体を選ぶことができませんので、給与・ボーナスカット・倒産等にはいたりません。このことをよいことに、半田市役所の多くの職員が市民に対して、不当・不正な対応をしがちなのです。

このようなことから、公務員は、市民の公僕であると法によって定め、公務員の職務を律しているのです。

半田市監査委員事務局所属の3人の市職員は、半田市役所の果たす役割を理解していないばかりでなくて、監査委員事務局の役割りをも理解しているとは思えません。

請求者がそのように述べる理由は、次の通りです。

(1). 半田市役所の果たす役割を理解していない職務状況

- i. 住民監査請求の請求者からの陳述の場で、代表監査委員が突然、請求者に対し、「請求を取り下げろ」との暴言をはいたことについて、事務局がその部分の録音データを消却したことが分り、請求者がそのことを事務局に伝えた。すると事務局は「そのようなことは委員は言っていない」とか、「録音データは消却することはできない」と言った。請求者が「何ぜそのようなウソを言うのか」と問うと、事務局は「それでは証拠を出して下さい。」と言って開き直った。
- ii. 請求者は、市情報開示請求事務局に不正職務をされました。請求者は、監査委員事務局経由で、監査委員に対し、市情報開示請求事務局の業務監査を実施していただくとう多くの書証と共に業務監査依頼を文書で提出しました。その後、代表監査委員から業務監査の実施を検討する旨を請求者は伝えられました。数ヶ月後、代表監査委員は請求者に上記の業務監査依頼の件についてお礼の言葉がありました。請求者は、自己情報開示請求書を市総務課に提出して、業務監査の実施状況の文書の開示を求めました。すると市総務課は、開示請求の内容の業務監査は実施していないので情報不存在であると文書で回答してきました。この件で請求者が監査委員事務局に苦情を伝えたところ、同事務局の職員は、業務監査の依頼の件は、「参考に話しを聞くということでした」と上記の事実を覆がえし、不正を正当化するのはです。このように同事務局職員は平気でウソを付くのです。

(2). 監査委員事務局の役割りを理解していない職務状況

- i. 監査委員事務局は、半田市監査委員2名と癒着して、市民が提出した住民監査請求を却下あるいは棄却することを前提にした不正・不当な審査職務を行い、住民監査請求制度を有名無実にし、市民の権利を妨害することで、半田市役所の不正・不当な公金の支払を揉み消して、半田市に損害を与えています。事実、平成27年度から現在まで8件の住民監査請求が提出されていますが、これらの全てを却下あるいは棄却しています。

(参考) 市民は住民監査請求を提出するために、その請求対象職務の情報を収集し、その状況を検証したうえで住民監査請求書を作成して、提出しています。この間、請求する市民は、全て自前で時間と資金を投入しているのです。従って、却下あるいは棄却にされるような請求をするはずがありません。

請求者が事務局と監査委員の不正・不当な監査方法・内容について改めるよう求めると、事務局職員は「違法なことはしていない」と主張するのです。請求者は、不正・不当である理由を整理して、文書で提出しているのであり、事務局職員がそれに対して違法ではないと主張するのであれば、その根拠を示すべきですが、それを全くしません。

事務局職員は苦しまぎれに「住民訴訟で裁判所に提訴すればよい」と言うありさまです。そのようにして、不正・不当審査を言いのがれするのです。

ii. 半田市監査委員は住民監査請求の監査及び半田市役所の業務監査を、監査委員事務局の市職員にやらせ、自身で直接行っていません。この不正を請求者が指摘をして、改めるよう求めたところ、同事務局の責任者は、監査委員事務局は、半田市監査委員の補助をすることになっているので問題ないと発言するのです。同事務局の職員は、監査、審査業務のメインを行っているのであり、監査委員の補助を行っていないのです。にもかかわらず、上記の問題職務を不当な理由で正当化するのです。半田市職員の能力に疑問を抱かざるを得ません。

iii. 上記の ii. の問題が生ずる原因について以下に述べます。

監査委員事務局の市職員は、市民提出の住民監査請求の監査業務及び市役所の業務の監査業務を2名の半田市監査委員が行なうことになっている意味を理解していないと思わざるを得ません。

○半田市監査委員：次の2名を選任することになっています。

①代表監査委員：半田市民の内、識見を有する方でかつ高潔な人格である方です。

②市議会議員の中から選任する監査委員：市民の代表とされる市議会議員の中から任命されます。

上記と①と②の監査委員とも、半田市役所の職務を監査するうえで、半田市役所との利害関係の少ない市民から選任することで、公正公平に監査を行う者であるとの要件を求めているのです。

このような半田市役所の職務に関する監査業務を市職員である監査委員事務局の職員が行なってしまうと、半田市役所と強い利害関係が有る者が監査業務を行なうことになり公正に職務対応できなくなる状況になります。

従って、このような監査を監査委員事務局の市職員が行ってはいけないのです。

このことを、監査委員事務局の責任者は、理解していないのです。

以上の(1). と(2). に記したような問題職員を半田市長は半田市監査委員事務局に配属して、市民の権利行使を妨害して、半田市に損害を与えているのです。

3. 本請求書に添付する文書

(1). 令和元年6月25日付け、請求者作成、
「住民監査請求書」(半田市監査委員事務局職員の減員の件)

(2). 令和元年7月16日付け、請求者作成、
「本年6月25日付け、住民監査請求書に関する請求人の陳述等について(3枚)」

(3). 令和元年8月22日付け、半田市監査委員(西川・鈴木)作成、
「住民監査請求に係る監査の結果について(通知)」

(上記の(1). (2). の住民監査請求を半田市監査委員と半田市監査委員事務局職員が癒着して、不当・不正な理由で故意に棄却した。)

(4). 令和元年12月27日付け、請求者作成、
「住民監査請求書(5枚)」(半田市代表監査委員西川承の違法監査について)

(5). 令和2年1月24日付け、請求者作成、
「住民監査請求補充書(3枚)」(半田市議会議員監査委員鈴木幸彦の違法監査の件)

(6). 令和2年1月24日付け、■■■■作成、
「市長への手紙」兼「議会へ「市民の声」」
題名：住民監査請求の審査要綱の改善について(陳情)

4. 本請求書に対する追加証拠及び請求理由の追加がありますので、陳述の機会を設けていただけますか。

以上

第2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法(以下、「法」という)第242条第1項の規

定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び補正

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して令和2年2月4日に陳述の機会を与えたが、請求人は出席しなかった。

2 監査の対象事項

本監査においては、半田市監査委員事務局職員の給与支払いに係る公金支出が、違法または不当なものとして認められるか否かを対象とした。

請求書には半田市新任監査委員宛である旨の記載があるが、法第242条第5項による監査期限である令和2年3月28日時点で交代の予定はないため、現監査委員による監査を実施した。監査委員事務局職員は、監査結果に影響を及ぼさないため、交代の必要性はない。

3 関係書類の提出及び説明

監査委員事務局に対し、関係書類及び陳述の場での録音データの提出及び聴取を行った。

第4 監査委員が認定した事実

1 陳述の場での録音データの消却について

請求人が指摘する陳述の場が指定されていないことから、平成27年度以降に開催された住民監査請求の陳述の場の会議録及び現存する録音データを確認した。この録音データには、開始の挨拶から終了の挨拶まで録音されている。請求人の指摘する不適切な発言は録音されておらず、消却を認める不自然な音声の途切れ等も存在しない。会議録にも同様に指摘のような不適切な発言の記録は存在しない。

2 業務監査未実施について

監査の請求は法第75条第1項に定められている。これによらない請求はあくまで依頼の域を出ず、実施するか否かは監査委員の判断による。

3 平成27年度以降の住民監査請求結果について

請求人は労力をかけて請求しているため却下あるいは棄却になるはずがないと主張しているが、請求にかける労力と監査の結果は結び付かない。結果により、監査自体が違法または不当である証明にはならない。

4 監査委員事務局が監査を実施しているという指摘について

法第199条等の定めにより監査委員は監査権限を有している。監査委員事務局

員には監査の実施権限はなく、指摘は事実とは認められない。

第5 判断

違法または不当な公金の支出との主張について

請求書の内容によると、住民監査請求の結果が却下もしくは棄却であること、及び市民依頼の業務監査を実施していないことの2点により、市民の監査請求の権利が妨害されており、そのことにより監査委員事務局職員の職務が違法もしくは不当であると主張しているが、監査の結果及び実施について決定権を有するのは監査委員であり、法第200条第7項の規定により監査委員事務局職員は監査委員の補助業務をするのみである。

よって、上記の主張は理由がない。

第6 結果

以上の理由により、本住民監査請求は、理由がないものとして棄却する。